性同一性障害者の戸籍変更者の
嫡出子、非嫡出子問題についての嘆願署名

千葉景子　法務大臣殿

嘆願趣旨

現在は性同一性障害であっても、戸籍上、性別を変更して結婚することが可能です。しかし当然ながら、自然の営みではその夫婦は子どもを授かることが不可能です。
性同一性障害により女性から男性に戸籍を変更した夫が、第三者から精子提供を受け妻との間に人工授精でもうけた子について、法務省は「夫が元女性で生物学的に父子関係が成り立たない」との理由で『嫡出子として認めない』とする見解を示しました。
ART（生殖補助医療技術）と呼ばれる医学の発達で、本来子供を望むことが出来ないカップルが、子どもを授かることが可能になりました。その未知の分野とその発達のスピードに「法律の整備」が追いついていないように思われます。
「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する」(民法 722 条)という法律があるため、「AID」で授かる子どもは夫の嫡出子と認められていますが、今回のケースではこの法律が当てはまりません。新たな法律の整備を早急にお願い申し上げます。

2010 年　　月　　日

名前	住所	捺印